

Q なぜ原子力発電所の運転差止訴訟は判断が分かれるのか？

田邊 朋行

本年の3月と4月に、原子力発電所の運転差止を求める仮処分申立てに対して二つの裁判所で異なる判断が下された。高浜発電所3、4号機では申立てが認められ、川内原子力発電所1、2号機では却下された(表中⑦及び⑧)。

【司法判断のアプローチの違い】

原子力を巡る行政訴訟では、いわゆる伊方最高裁判決(1992年10月)によって、裁判所は原子炉施設の安全性を独自の立場から全面的に審査するのではなく、行政の判断に不合理な点があるか否かという観点から審査する司法判断が、基本的なアプローチとして確立されている。一方、仮処分を含む差止訴訟は民事訴訟であるため、そのような司法判断アプローチが未確立であり、このことが差止の認否の判断に混乱をもたらしている。

民事差止の司法判断のリーディングケースである女川差止訴訟第一審判決(表中①)は、専門的知見を有する行政の安全審査を尊重した上で司法が判断を下すという、伊方最高裁判決に類似したアプローチ(「伊方アプローチ」)をとり、差止を否定した。先述の川内決定を含む、差止を否定したその後の多くの裁判例は本判決の系譜に連なる。

一方、大飯3、4号機差止訴訟第一審判決(表中⑤)は、原子力の安全性について、行政の安全審査とは別に司法自らが実体的に判断するという、非「伊方アプローチ」をとり、差止を認めた。先述の高浜決定を含む、差止を認めた裁判例はいずれも非「伊方アプローチ」である。

【今後の裁判でも差止が認められるのか】

これまでの裁判例をみる限り、非「伊方アプローチ」に拠る判断がされる場合には、差止が認められる可能性は低くない。しかし、「伊方アプローチ」であれば差止が今後も否定されるという保証もない。

民事訴訟の司法判断では「伊方アプローチ」に拠る場合でも、人格権侵害の有無を判断する際に、新規制基準等の審査基準の合理性について、裁判所はある程度まで専門技術的な領域に立ち入って判断を行う。結果、裁判所が行政の審査基準等に不合理な点を見出せば、差止が認められる可能性がある。川内決定は仮処分を否定したが、原子力規制委員会の「火山ガイド」の内容を不合理とした。

【司法リスクへの対応を】

表に示すように、差止が認められる例が現れ、運転差止等の司法リスクが高まりつつあるという見方もできる。民事差止の司法審査において、人格権の毀損が問われた場合、それについての原告側・被告側の主張のいずれが高い妥当性を持つかが争点となる。この点に十分留意して、事業者は、これまで以上に裁判官に対して訴求力を持つ主張・立証をしていくことが求められる。

加えて、民事訴訟で当事者ではない行政が本来主張・立証すべき点についても事業者

ゼミナール(107)

主張・立証が求められている点に関しては、行政庁の訴訟参加が検討されるべきである。そのための手段として、行政処分の有効性を争点とし、行政庁の訴訟参加を要請する「争点訴訟」の活用が望まれる。

また、「施設の使用停止」は、炉規法の下で専門技術的観点から原子力規制委員会が行使できる「伝家の宝刀」である。専門技術的知見に乏しい裁判所が、これと同等の事実上の「権限」を、行政と異なる立場や判断に基づいて行使することには、一部有識者から疑問も呈されている。「伊方アプローチ」に拠る等して、「権限」行使には慎重な姿勢を保つことが望まれる。

電力中央研究所 社会経済研究所 兼 原子力リスク研究センター 副研究参事

田邊 朋行／たなべ ともゆき

1991年入所。博士（エネルギー科学）。専門は原子力法。

表 これまでの主要な原子力発電所民事差止（注）

	訴訟等名（通称）	裁判所	判決 又は決定日	差止の認否	司法審査のアプローチが 「伊方型」かどうか？	備考
①	東北電力女川原子力発電所建設工事差止訴訟	仙台地裁	1994・1・31	×	○	
②		金沢地裁	2006・3・24	○	×	
③	北陸電力志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟	名古屋高裁 金沢支部	2009・3・18	×	○	②の控訴審
④	中部電力浜岡原子力発電所運転差止訴訟	静岡地裁	2007・10・26	×	○	
⑤	関西電力大飯発電所3,4号機運転差止訴訟	福井地裁	2014・5・21	○	×	
⑥	関西電力高浜発電所3,4号機運転差止仮処分申立て	福井地裁	2015・4・14	○	×	その後の異議審で取消決定
⑦	関西電力高浜発電所3,4号機運転差止仮処分申立て	大津地裁	2016・3・9	○	×	
⑧	九州電力川内原子力発電所1,2号機運転差止仮処分申立て	福岡高裁 宮崎支部	2016・4・6	×	○	抗告審

（注）本表に掲げていない14件（異議審での取消決定及び最高裁の上告棄却決定を含む）については、いずれも差止を認めていない。